

生食発0531第5号
元消安第511号
令和元年5月31日

各 { 都道府県知事
特別区長
保健所設置市長 } 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

農林水産省消費・安全局長
(公印省略)

対シンガポール輸出食肉製品の取扱いについて

今般、別紙のとおり、日本からシンガポールへ輸出される食肉製品について「対シンガポール輸出食肉製品の取扱要綱」を定めましたので、本要綱に基づき対応いただくとともに、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

本通知別紙「対シンガポール輸出食肉製品の取扱要綱」別紙様式6-1及び6-2に示す衛生証明書は令和元年6月1日以降の日付で発行すること。

問合せ先
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課
TEL：03-3595-2337
農林水産省消費・安全局
動物衛生課
TEL：03-3502-8295